

令和4年 網走市議会
総務経済委員会 会議録
令和4年4月25日（月曜日）

○日時 令和4年4月25日 午前10時23分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第1号 令和4年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第3号 網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
3. 報告第1号 網走市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について
4. 報告第2号 網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

農林水産部長	川合正人
観光商工部長	伊倉直樹
総務防災課長	田邊雄三
職員課長	寺口貴広
税務課長	清杉利明
農林課長	佐藤岳郎
農林課参事	中塚威史
商工労働課長	北村幸彦
観光商工部参事	高橋優紀

○事務局職員

事務局 長	林 幸一
次 長	石井公晶
総務議事係長	法師人絵理
総務議事係	早淵由樹
総務議事係	山口 諒

○出席委員（8名）

委員長	小田部 照
副委員長	山田 庫司郎
委員	栗田 政男
	立崎 聡一
	永本 浩子
	平賀 貴幸
	古田 純也
	村椿 敏章

○欠席委員（0名）

○議長 井戸達也

○委員外議員（0名）

○傍聴議員（4名）

石垣直樹
金兵智則
澤谷淳子
松浦敏司

○説明者

副市長	後藤利博
企画総務部長	秋葉孝博

午前10時23分開会

○小田部照委員長 ただいまから、総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会では、付託されました議案2件、報告2件について審査いたします。

本日の進行ですが、まず、企画総務部関係分について順次審査後、理事者入替えを行います。

その後、農林水産部、観光商工部関係分について審査いたします。

それではまず初めに、議案第1号令和4年度網走市一般会計補正予算中、所管分、企画総務部関係分について説明を求めます。

○田邊雄三総務防災課長 議案資料、資料1号3ページを御覧願います。

令和4年度一般会計補正予算中、地域防災備蓄品整備事業補助金について御説明いたします。

初めに、1、補正の理由及び内容ですが、西部地区5地区で構成する西網走行政連絡協議会が行う防災備蓄の整備に対する補助金を追加補正するものです。

主な整備備品は100ボルト用発電機2台、井戸水ポンプなど用の200ボルトディーゼル発電機1台、LED投光器9台など、地域が整備する事業費の総額は209万円で、うち200万円が補助対象となっているものです。

次に、2、補正額については、（１）歳出予算の地域防災備蓄品整備事業補助金に200万円を補正するもので、（２）歳入予算は、宝くじを財源とする一般財団法人自治総合センターからのコミュニティー事業助成金200万円を補正するものです。

説明は以上です。

○小田部照委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第1号令和4年度網走市一般会計補正予算中、所管分、企画総務部関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○小田部照委員長 次に、議案第3号網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○寺口貴広職員課長 議案資料8ページ、資料2号を御覧願います。

議案第3号網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、職員が公用車を無車検及び無保険の状態で行っていたことに関して、市民の信頼を大きく損ねたことを重く受け止め、全体の監督責任を明らかにするため、市長の給料を減額することとして、当該条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、令和4年5月分の市長の給料を、現在の給料月額83万6,000円から10%減額し、75万2,400円にしようとするものでございます。

施行期日は公布の日から施行しようとするものでございます。

説明は以上です。

○小田部照委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第3号網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正す

る条例制定については、全会一致により報告承認すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

次に、報告第1号網走市税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について説明を求めます。

○清杉利明税務課長 続きまして、議案資料の11ページ、資料5号を御覧願います。

報告第1号、網走市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について御説明いたします。

改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、当該条例の関係部分について所要の改正を行うものであります。

改正の内容でございますが、1点目は、個人市民税に係る寄附金税額控除の経過措置の終了で、民法法人に対する寄附金について、7年の経過措置が終了したことに伴い、控除対象から除外するものであります。

2点目は、固定資産税に係る、省エネ改修住宅に対する減額措置の拡充で、省エネ改修工事を行った住宅に係る減額措置について、太陽光発電などの設置工事費を対象とするものであります。

3点目は、固定資産税に係る土地の負担調整措置の規定で、土地に係る負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、現行5%のところ、評価額の2.5%とする激変緩和措置を講ずるものであります。

なお、1点目から3点目におきまして、令和4年度課税分に係る当市への影響はございません。

4点目は、地方税法等の改正に伴い、関係する市民税、固定資産税の文言等の整理を行うものであります。

施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行するもので、経過措置につきましては、3、施行期日等に記載のとおりでございます。

また、新旧対照表につきましては、12ページから16ページに記載をしております。

ただいま御説明をいたしました条例改正につきましては、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付けをもって、専決処分をいたしましたので、御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 すいません、ちょっと内容自体は別にいいと思っているのですけれども、確認だけ一応させてください。

今の説明ですと、1から3までの内容については、網走市の税には影響がないということなのですね。

でも、緊急性があるから専決処分ってことなのですけれども、ちょっと緊急性がよくわからなかったもので、どういった緊急性があつての専決処分だったのか、一応説明していただきたいと思います。

○清杉利明税務課長 今回の条例改正につきましては、施行期日が令和4年4月1日に施行する部分の改正でございまして、地方税法等の交付が令和4年3月31日付けで交付がなされ、即、4月1日より施行するものですので、緊急を要したことから専決処分をさせていただきました。

なお、今後、4月1日以降の施行日に関する、税制改正の部分につきましては、6月の定例会で上程させていただく予定としております。

○平賀貴幸委員 わかりました。

○小田部照委員長 その他、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次にですね、先ほど……それでは、お諮りいたします。

報告第1号網走市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告については、全会一致により報告承認すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定させていただきます。

それで先ほどですね、議案第3号で、こちらも報告承認すべきものとして決定してよろしいですかと発言させていただきましたが、こちら原案可決すべきものと訂正させていただきますので、御了承いただきたいと思います。

次に、報告第2号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について説明を求めます。

○清杉利明税務課長 続きまして、議案資料の17ページ、資料6号を御覧願います。

報告第2号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について御説明いたします。

改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、当該条例の関係部分について所要の改正を行うものであります。

改正の内容でございますが、1点目は、都市計画税に係る土地の負担調整措置の規定で、先ほど市税条例の3点目でも御説明をさせていただきましたが、同様の内容で、次に係る負担調整措置について、令和4年度に限り、現行5%のところを上昇幅を評価額の2.5%とする激変緩和措置を講ずるものであります。

2点目は、地方税法等の改正に伴い、文言等の整理を行うものであります。

施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行するもので、経過措置につきましては、3、施行期日等に記載のとおりでございます。

また、新旧対照表につきましては、18ページから19ページに記載をしております。

ただいま御説明いたしました、条例改正につきましては緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付けをもって専決処分をいたしましたので御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

報告第2号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告については、全会一致により報告承認すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

それではここで、理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

○小田部照委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案第1号中、令和4年度農業担い手応援資金利子補給契約債務負担行為補正の説明を求めます。

○佐藤岳郎農林課長 それでは議案資料1号、7ページを御覧ください。

令和4年度一般会計補正予算、令和4年度農業担い手応援資金利子補給契約に係る債務負担行為の設

定について説明をさせていただきます。

1、補正の理由につきましては、経営の安定化と高度化を図る農業者が行う借換え資金に対し、今年度の償還に応じて利子補給を行うことを年度内に承認する必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

2、債務負担行為の内容につきましては、令和4年度の農業担い手応援資金利子補給に当たり、令和5年度から令和28年度までの期間について、債務負担行為の限度額を6万円と設定するもので、その財源については全額一般財源となっております。

3、当該事業の概要についてですが、信用保証制度の活用による担保依存の解消と、利率の引き下げによる償還圧の改善により、経営の安定化、高度化を図ることを目的とし、J Aオホーツク網走において設定されたJ A農業担い手応援資金に対して、全期間0.025%以内で利子補給を行うものとなっております。

4、借入実行日及び償還期間は、令和4年4月28日を実行日とし、償還期間25年、償還期限は令和28年11月30日を予定しております。

5、借入額は、1,489万円を予定しております。

6、利子補給率は全期間において、毎年度末の借入金残高の0.025%を予定しております。

説明については以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

次に、議案第1号、令和4年度網走市一般会計補正予算中、所管分、中心市街地活性化対策事業、空き店舗、空き地活用事業補助金について説明を求めます。

○北村幸彦商工労働課長 議案資料4ページを御覧ください。

令和4年度一般会計補正予算、商工振興費、空き店舗、空き地活用事業補助金について、御説明申し上げます。

1、補正の理由及び内容ですが、当初想定を上回る申請が見込まれるため、次の経費を追加補正するものでございます。

2、補正額、歳出予算は300万円を追加し、補正後の額は632万円で、追加補正分の財源は全て一般財源でございます。

説明は以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 1点、確認させてほしいのですが、当初予定を上回る申請の見込みということなのですが、何件ほど今問い合わせなどがされているような状況なのですか。

○北村幸彦商工労働課長 こちら、令和4年度の当初予算編成時の予算計上の考え方なのですが、継続する家賃が2件、新規が1件ということで計上しておりました。

その後、3月にですね、2件の新規申請がございまして、今年度につきましては継続家賃が4件分、さらに新規の申請が今2件見込まれるため今回の補正という形になりました。

○村椿敏章委員 わかりました。

○小田部照委員長 ほかに。

○平賀貴幸委員 もうちょっと伺いたいのですけれども、当初の見込みを上回るのが随分早いと思うのですけれども、それについてはどういう受け止め方をされているのですか。

○北村幸彦商工労働課長 今年度当初予算編成時は、12月から1月にかけて編成しました。

その時期の見込みにおきましては、継続する家賃が2件分と、新規申請が1件程度ということで予算計上しております。

その後、3月に入りまして、新たに2件が新規申請がございまして、今年度につきましては、継続する家賃が4件となりました。

さらに新規の申請が2件出てくるということで、予算が足りなくなるというような状況になったため今回の補正という形になります。

○平賀貴幸委員 そうすると、また今年度中にさらに申請があれば、また補正をするということにならざるを得ないという考え方で今回は予算立てをしてきて、当面のものに対しての対処の予算という形で理解していいのでしょうか。

○北村幸彦商工労働課長 今回、300万円追加することなのですが、2件の申請、新規で見込まれる申請はこれで賄えます。

あと、さらにですね、1件程度の新規申請は対応できるかと考えております。

○平賀貴幸委員 理解させていただきます。

さらにあれば、もう一度補正をやることも視野に入れながら、事業として取り組んでいくという姿勢を原課としては持っているということでもいいでしょうか。

○北村幸彦商工労働課長 今後の申請自体なのですが、状況に応じて、今回のような補正ということも、対応も考えたいと思っております。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第1号令和4年度網走市一般会計補正予算中、所管分、農林水産部、観光商工部関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

それでは、これをもって総務経済委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午前10時44分閉会
